

★6 令和7年度 重点課題における具体的な取組

「枚方市教育大綱」を反映した「枚方市教育振興基本計画」に基づき、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育み、子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育を充実させるため、チーム山田小として、本校教職員が関係機関との連携を図りながら、協力し、組織的に取り組みを推進する。

山田小学校重点課題 学びに向かう力を育む授業づくり・豊かな心の教育を推進する

1. 確かな学びと自立の力を育む教育の充実

「学びに向かう力を育む授業づくり」を重点課題とし、「みんなで学ぼう山田っ子～学び合う関係づくり～」をテーマに、算数科の校内研究と授業づくりに取り組む。

(1) 学校運営体制について

学校運営体制の確立

- ・学校運営組織の整備・充実を図るため、校務分掌の一部を見直し、主担者を明確にし、管理職と主担者で構成する「教務・庶務委員会」、「学力向上委員会」、「人権教育委員会」、「情報教育推進委員会」の4つの委員会を柱に校内体制の整備を行う。
- ・教職員が児童と向き合う時間を確保するために、ICTと校務支援システムの活用、及び校務の精査を行う。
- ・事務の共同実施により、主事の経営参画意識を高める。

コミュニティ・スクール

- ・コミュニティ・スクール担当教職員を分掌として位置づけ、学校運営協議会委員と教職員をつなぎ、地域と学校が協働した活動を推進する。

学校評価

- ・「学校教育自己診断」を行い、その結果を家庭、地域へ公表し、相互理解を深める。また、自己評価を実施し、学校運営協議会で、提言や評価を受け、学校経営を推進する。

小中一貫教育

- ・小中学校の教職員が、児童・生徒の義務教育9年間の学力向上に責任を持つということ意識しながら、指導体制の確立に努める。
- ・家庭における学習習慣が定着するよう、中学校区で作成した「家庭学習の手引き」を、家庭へ配布し、活用する。
- ・中学校区で学力向上に向けた「学習規律」「生活・学習習慣」の定着に向けて、保護者、地域等に「生活・学習習慣の定着と学校のルールについて」を発信する。

幼保こ小連携

- ・幼保こ小連携担当者を分掌として位置づけ、架け橋カリキュラムに則って、就学前施設と小学校の交流・連携を進める。

情報管理

- ・「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行う。

(2) 学習指導について

- ・知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の育成。
- ・9年間を見通し、中学校区で作成した教育課程を実施し、円滑な接続をはかる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて授業改善を行う。

教育課程

- ・各教科、道徳、外国語活動、「総合的な学習の時間」、特別活動において、教育課程の授業時数、指導上の留意事項等を踏まえ、適切に指導する。
- ・適切な年間標準授業時数を確保するよう配慮する。

校内研究の取組

- ・小中一貫・学力向上推進リーダーを中心に学力向上委員会を月1回開催する。
また、学年会を週一回開催する。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向けて「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業づくり、教材研究、授業改善を行う。
- ・協働的な学びの実践を通して、「学び合う関係」を構築していく。昨年度の「聴き合う関係」から、本年度の「学び合う関係」へ、そして最終的に「自ら課題を決め、他との協調を経て、自ら解決していく力」の完成を目指す。
- ・「協働学習」を核とした授業づくりに取り組み、校内研究を充実させる。低中高学年における研究授業の他、教員同士による相互参観、管理職による授業参観等を行い、学校全体の授業力の向上を図る。

授業づくり

- ・「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性」の3つの資質・能力の育成のため、「Hirakata 授業スタンダード」を踏まえた「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、研究・実践を行う。
- ・5つの視点(挑戦、意思伝達、協働、創造、思考判断)をもとに授業づくりを行う。
- ・「全国学力学習状況調査」終了後早期に、全教員で自校採点・問題分析等を行い、児童の実態を把握し、学力向上プランを作成し、授業改善に活かす。また、結果を基に、授業改善に活かす。
- ・「すくすくウォッチ」の結果を基に児童の実態を把握し、授業改善に活かす。
- ・協働的な学びの構築を目指し、相互参観授業やビデオを活用した授業研究を行い授業力の向上を図る。
- ・授業の中でも、最後まであきらめずに取り組む姿勢等の非認知能力(学びに向かう力)を高める授業づくりを行う。

学習評価

- ・単元テストを学力定着の指標とし、授業改善を図る。
- ・通知表は指導要録との整合性を図り、児童の学習意欲を向上させるよう作成する。

学習規律

- ・「枚方スタンダード」及び中宮中学校区で作成した「中宮中学校区 学習規律スタンダード」に基づき、児童の発達段階に応じた学習規律を確立する。

自学自習力の育成

- ・家庭学習の定着に向けて中宮中学校区で作成した「家庭学習の手引き」、自学自習ノートの活用等を行う。
- ・「自学自習力支援システム」・「単元確認プリント」・「力だめしプリント」・「学習指導ツール」等の活用を行う
- ・タブレットを活用し自学自習力の向上を図る。
- ・中学校区で作成した「家庭学習の手引き」を家庭へ配布し、懇談会等で啓発を図る。

読書活動

- ・豊かな心を育てるとともに、確かな学力を育成するために、学校図書館の活用を図る。
- ・学校図書館においては学校司書と司書教諭を中心に、枚方市立図書館と連携し、「読書センター」及び「学習・情報センター」としての機能の充実に努める。
- ・外部人材を活用し、朝の読書活動や読み聞かせの時間を確保し、児童の読書活動の推進を図る。
- ・授業における学校図書館の効果的な活用を行う。
- ・読むことの習慣化や読む力、考える力の育成を図るため、調べ学習での活用を図る。

外国語教育

- ・外国語科・外国語活動の指導方法の工夫・改善に取り組む。学級担任と JTE が協力しながら、児童がいきいきと外国語の学習に取り組むことができる授業を構築する。
- ・必要に応じ、校内研修を実施し、学級担任の指導力を高める。

教科・領域

- ・「総合的な学習の時間」については、教科との関連性を踏まえ、全体計画、年間指導計画を作成し、外部人材を活用するなど、効果的に実施する。
- ・「わたしたちのまち枚方」を活用し、郷土に継承されている伝統、文化等の理解を深める。
- ・「体育」については児童の体力向上に向けて、全学年でなわとびに取り組み、「山田オリンピック」を開催し、児童の学びに向かう力を育成する。
- ・水泳指導においては、民間施設を活用した事業を実施する。
民間施設のインストラクター等を活用し、児童の目標達成に向けた指導を行う。

国旗・国歌

- ・音楽科において、国歌「君が代」の歌唱指導をすべての学年で行う。
- ・社会科において国旗・国歌の意義を適切に指導する。

情報・環境教育

- ・ICT 機器の効果的に活用について研究・実践し、共有できるようにする。
- ・ICT 機器の使用規定を作成し、使い方のルール、個人情報管理、情報モラルの徹底を図る。
- ・情報モラル教育を研究・推進する。
- ・情報活用能力の育成のため、タブレットを活用した調べ学習や、プレゼンテーション活動を行う。
- ・プログラミング教育について、研修を実施し指導方法の研究を行う。
- ・枚方市学校版環境マネジメントシステム {S-EMS} に取り組む。

安全・保健指導

- ・毎月実施する「安全点検の日」には、教具、器具、薬品等について、安全確認を行う。
- ・危機管理マニュアルの見直し、改善を行い、連絡体制等を明確にし、安全管理体制の充実を図る。
- ・「Push 命の授業」に取り組む。

専科指導の充実

- ・3～6年生において、算数、理科、音楽の専科授業を実施し、学びの質を高める。

(3) 進路指導について

校内進路指導体制の確立・キャリア教育の在り方

- ・教務主任を中心に体制づくりを行い、中宮中学校区で作成した「キャリア教育全体計画」に基づき取り組みを行う中で、検証、改善を図る。
- ・学習指導要領の特別活動では、「学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行う」際に、児童が「活動を記録し蓄積する教材等を活用すること」と定めており、その教材等を「キャリア・パスポート」とし、活用する。中学校へ引き継ぐ。
- ・希望と安心をもって中学校に進学できるよう、中学校に関する情報を適切に発信する。

2. 豊かな心と健やかな体を育む

「心の教育」を重点課題として、道徳教育、人権教育、健康教育等を通じ、生涯を通して、主体的に自らの生き方を深く考察し、他者と強調しながらよりよく生きようとする心の基礎を育成する。

◎異学年交流を体制を確立し、豊かな心を育てる本校の特色ある取組みとする。

○山田小学校 伝統第1号「トイレのスリッパはきれいに並べることができる」の維持

○山田小学校 伝統第2号「あいさつを相手の目をみて きちんとできる」の達成

(4) 道徳教育について

「特別の教科 道徳」においては校内研修を実施し、指導方法の研究や評価の在り方について、研究を推進する。

道徳教育

学校教育活動全体を通じて行い、道徳科、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等をふまえ、児童の発達段階に考慮し、適切な指導を行う。

道徳科目標

自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深め合う学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

全体計画・研修

道徳科を要として学校教育全体を通じて、各教科と関連を図る中で計画する。

年に一回は研修を行い道徳の時間の授業・評価について研究する。

授業公開、家庭・地域との連携

年に1回全クラス道徳の授業を公開する。

指導資料の活用

『『特別の教科 道徳』の実践事例集』を活用する

「こころの再生」府民運動

「こころの再生」府民運動の趣旨に即し、教職員、地域、PTA、児童を含め、あいさつ運動を実施する。

(5) 人権教育について

人権教育の推進

- ・「人権教育基本方針」をふまえ、人権を尊重する感性と人権問題解決能力を育てる。
- ・自尊感情と受容し合う気持ちとそのソーシャルスキルを育てる。
- ・「人権教育推進計画」を作成し、児童の実態をふまえ、発達段階に即した人権学習を計画的に、かつ柔軟に、すべての教育活動を通して、意識的、積極的に取り組む。
- ・人権を尊重する雰囲気にもまれた安心してすごせる学級・学年集団の育成に取り組む。
- ・「ハラスメント」に関しては相談窓口を設置するとともに、教職員研修を行う。
- ・「学びに向かう力」を育てるため、子どもの心の発達や非認知能力について理解し、子どもの心の問題を和らげるために「認知行動療法を生かした支援の方法」や、アンガーマネジメントの研修等を行い、指導に役立てる。

「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・平成28年度に作成した「山田小学校 集団づくり 3つの約束」を各教室へ掲示し、さまざまな場面で啓発を行う。

山田小学校 集団づくり スローガン
『みんなちがって
みんないい』

「山田小学校 集団づくり 3つの約束」

- ①自分も大切に、友だちも大切に。
- ②ルールやマナーを守ろう
- ③お互いの良さやちがいをみとめ合おう。

幸せの『あい・EYE・合い』

*「あい・EYE・合い」を山田小学校の合言葉とし、

「あいさつをする」「相手を見て話をする・聴く」「ふれ合いを大切にする」を重点的に推進する。

- ・人権教育全体会を学期ごとに開催し、教職員で児童の様子の共通理解を図る。
- ・自尊感情と受容しあう気持ちの育成を目標とした取り組みを計画的に行う。
- ・コミュニケーション能力の育成を目標とした取り組みを計画的に行う。
- ・教職員研修等を行い、人権意識を向上させるとともに、共通理解をおこなう。
- ・授業の「ユニバーサルデザイン」について中学校区で共有し、推進する。

児童虐待の防止

- ・児童虐待への認識を深め、発見、疑いのある場合は、子ども家庭センターや、枚方市の子どもの育ち見守りセンターへの通告を行うとともに、連携を図る。

男女平等教育の推進

- ・性的マイノリティーとされる児童への理解を深めるため、講師を招聘した校内研修を行い、児童が相談しやすい、また生活しやすい環境を整える。

同和教育の推進

- ・同和問題については、研修に出席した教員からの伝達研修を実施し、同和教育の推進に努める。

平和教育の推進

- ・平和教育については、6年生を中心に平和学習に取り組む。また、「平和フォーラム」「平和の燈火」を周知する。

(6) 健康教育について

体育活動

- ・すべての児童の体力の成長を把握できるよう、体力テストを実施し、結果を分析・活用し「体力向上推進計画（プラン）」を作成する。その後の指導に生かして行く。
- ・民間施設を活用した水泳指導の充実を図る。

健康の推進、健康教育、衛生管理

- ・本校の課題である歯・口腔の健康づくりに向けて、歯科衛生士によるブラッシング指導、養護教諭による保健指導等で児童の意識を高めていく。
- ・学校保健委員会を開催し、活用を図る。

食育

- ・食育の全体計画を作成し、指導の推進を図る。
- ・「道徳科」や「総合的な学習の時間」、「保健指導の時間」等も活用し食に関する指導の推進を図る。

安心・安全の確保

- ・アレルギー疾患を持つ児童については、「アレルギー疾患対応の学校生活管理指導表」「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」等を有効活用し、適切に対応する。
- ・熱中症事故の防止に向けて、温度、湿度の管理、水分補給等の対策を行う。
- ・すべての教職員で AED の使用を含めた校内研修を行い、児童には「Push 命の授業」を行い、死戦期呼吸についても理解を深める。

(7) 特別活動・その他の教育活動について

各教科・道徳・外国語活動「総合的な学習の時間」などとの指導の関連をはかり、全体計画・年間指導計画を作成する。

学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事、その他の教育活動

- ・キャリア教育の充実を図るため、職業体験、職業講話を行う。
- ・異年齢集団の育成を図り、社会の一員としての役割や、責任感を体得できるように、児童会活動

の充実を図り、児童朝会、縦割り集会、委員会活動等を行う。

- ・山田小学校 伝統第2号「あいさつを相手を見て、きちんとすることができる」を達成できるように計画・実施する。
- ・クラブ活動については、児童の興味関心を踏まえて計画する。
- ・入学式、卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱を行う。

3. 教職員の資質と指導力の向上

(8) 教職員の服務について

服務規律の確立

- ・「信頼される教職員」をめざすなかで、教職員の不祥事防止（飲酒運転・服務規律等）のために、教職員研修を早期にかつ、定期的に行い徹底を図る。
- ・教職員研修を行うとともに、あらゆる機会に、体罰はいかなる場合においても絶対に許されないということの理解を図る。

快適な職場環境

- ・ハラスメントのない職場環境を維持するため、研修等を充実させる。
- ・教職員の長時間勤務の縮減に向けて、業務改善を図る。

(9) 教職員研修について

「学びに向かう力を育む授業づくり」を重点課題とし指導方法や指導体制の工夫改善を行うため、校内で研究・研修を行う

教職員の育成・研修の受講

- ・校長及び教員ごとに研修等に関する記録を作成する。その研修履歴を活用し受講していく。
- ・「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業改善を行ない、授業力の向上をめざす。
- ・「学び続ける教職員」であるため、市教育委員会・府教育委員会が実施する研修について、教職員に周知し受講を促すとともに、校内においては伝達研修を行う。
- ・研修を受講した教職員は、ワンポイント研修会の中で、内容の伝達、資料の説明等を行い、教職員が内容を共有できるように工夫する。
- ・6～10年の教職員については、研修等を踏まえミドルリーダーとしての育成を図る。

授業改善

- ・指導要領の趣旨に基づいた授業改善を組織的に行う。

校内研究・校内研修

- ・校内研修については講師を招聘し「算数」を中心に研究授業・研究協議または、公開授業、全体交流会をすべての学年で行う。
- ・小中一貫・学力向上推進リーダーを中心に、授業研究・研修の充実を図る。
- ・指導主事、教育推進プランナーを招聘し、研究を推進する。

情報教育

- ・情報教育担当者、情報セキュリティ担当者を中心に、ICT 機器を活用した教育活動を実践するとともに、情報モラルの向上を図る。
- ・情報教育推進委員会を実施し、ICT 教育の推進を企画・計画し、充実を図る。

(10) 業務改善について

- ・これまでの働き方を見直し、教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と誇りややりがいをもって勤務することで、児童に対して、効果的 で充実した教育活動をおこなうことを目指す。
- ・意識の改革
 - 「時間を意識した働き方」へ。会議参加の意識の向上。(論点整理)
- ・原則スクラップ&ビルド。
- ・事務業務の軽減
 - 校務支援システム活用 タブレット活用
- ・時間管理の徹底
 - 出退勤システムを活用した在校時間の適切な把握。
 - 電話対応時間の設定。
 - 学校閉庁日の設定。
 - 定時退庁日の徹底。
- ・教職員のメンタルヘルス対策推進
 - 働きやすい職場環境づくりの徹底。
 - ストレスチェックを年2回実施。
 - 1月あたり時間外勤務100h以上又は2～6月平均80h以上の教員全てについて、産業医による面接指導を行い 教員の健康管理を徹底。

4. 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

(11) 支援教育について

校内体制の充実・交流及び共同学習の充実・支援学級の教育課程の充実

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ児童・保護者の意向を受け止め、合理的配慮の観点から踏まえた支援教育に取り組む。
- ・支援教育コーディネーターを中心とし、支援学級担任と通常の学級の担任が連携して教育活動を推進する。
- ・インクルーシブ教育システムの理念を教職員で共有し、「ともに学び、ともに育つ」という観点から集団づくりを充実させる。
- ・支援学級と通常の学級における交流共同学習の充実に努める。
- ・支援学級の指導内容、指導時数に留意するとともに自立活動の充実等指導方法の工夫改善を行う。

個別の教育支援計画の作成・活用・引継ぎ

- ・支援学級に在籍及び通級による指導を受けるすべての児童へは、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、個に応じた指導に活用する。

- ・通常の学級に在籍する発達障害等のある児童の指導にあたっては、必要に応じて個別の指導計画および個別の教育支援計画を作成、活用する。

通級指導教室

- ・通級指導教室と担任の連携を図るとともに、指導方法の共通理解を図る。

保護者や関係機関との連携 医療的ケア

- ・障害のある児童への理解や適切な指導のため、保護者や関係機関との連携を行うとともに、医療的ケアの必要な児童への理解、対応についても理解を深め、場合によっては医療機関との連携も図る。

5. 地域とともにある学校づくりの推進

(12) 学校園・家庭・地域の連携について

家庭・地域との連携 留守家庭児童会室との連携

- ・家庭や地域との連携の図る中で災害や不審者に備え、児童の安全確保と安全管理体制の充実を図る。
- ・小中一貫教育を見据えて、家庭における学習習慣や生活習慣が身につくよう、中学校区で作成した「家庭学習の手引き」を家庭へ配付し、啓発を行う。
- ・学校だより、学年・学級だより等の発行や、ブログの更新により、地域や保護者等に対し広く情報を公開することで社会に開かれた教育課程と自律的な学校運営の実現を図る。
- ・平日に行う授業参観とともに、「開かれた学校づくり」を観点とした「土曜参観・オープンスクール」を実施し、地域の方にも来校してもらえるようにする。
- ・コミュニティスクールとして、学校運営協議会を実施し、学校経営に生かす。
- ・中宮中学校区の地域教育協議会と連携し、協力する。
- ・「枚方子どもいきいき広場」事業の実施団体と協力を図る。
- ・留守家庭児童会室との連携を日常的に図る。
- ・「生活習慣・学習習慣振り返りカード」を学期ごとに実施し、児童の生活習慣の見直し、学習習慣の定着に向けて、児童、保護者に啓発を行う。

6. 学びのセーフティネットの構築

(13) 安全について

安全教育の推進 危機管理体制の確立 交通安全の推進 地域との連携

- * 学校安全担当者を中心に作成した「学校安全計画」に基づき推進する。
- ・定期的な安全点検の実施を行う。
- ・自ら危険を回避できるよう、「誘拐防止教室」等を取り入れた教育を推進し、一人一人の安全マップについても作成する。
- ・学校安全計画、防災計画に基づいた防災・防犯訓練を実施する。
- ・警察や地域と連携した実践的な防犯訓練を行う。
- ・不審者情報等の緊急情報についても、緊急情報ミルメールを活用する。
- ・朝のあいさつ運動とともに、登校時における交通量の多い道路での教職員、PTA、地域の方による見守り、安全指導等を行う。

- ・危機管理マニュアルを定期的に見直す。
- ・校区の安全マップを作成する。
- ・「交通安全教室」(1年：交通安全歩行訓練 3年：自転車交通安全教室)を毎年開催し、歩行の交通ルールや自転車の正しい乗り方等を学ばせるとともに、保護者、地域へ公開し安全意識の向上を呼びかける。

(14) 生徒指導について

校内生徒指導体制の確立

校内において、「人権教育・支援教育・生徒指導部」部長とともに、生徒指導担当者を位置づけて、全校の指導体制を構築する中心的役割を担う。

組織的な取り組みの推進

- ・「人権教育・支援教育・生徒指導部」部長、生徒指導担当者を中心に、一人ひとりの児童と、児童を取り巻く背景を全教職員が共通理解するため、人権教育全体会を定期的に行い、児童への指導を行う。
- ・校内で、スクリーニングシートを作成し、全職員の児童への共通理解を図り、指導に役立てる。
- ・「気持ちの視覚化」と「SNS相談」を活用する。
児童の些細な変化を教職員で共有し、組織的な支援体制を構築する。
学校以外の第三者に相談できる窓口を周知し、児童の援助希求能力を高める。
- ・家庭訪問で保護者と面談し、家庭と繋がる取組みを行う。
- ・中学校区の小学校で共通した「生活のきまり」を作成し、共通した指導を行う。
- ・中学校区で共通した「学習規律スタンダード」を作成し共通した指導を行う。
- ・大阪府、枚方市における「生徒指導体制充実事業」で中学校区で配置されたスクールソーシャルワーカー、小学校に配置されたスクールカウンセラー、心の教室相談員などを活用し、ケース会議に基づいた児童への指導、家庭への対応等を行う。また、警察、少年スクールサポーター、子ども家庭センター、子どもの育ち見守りセンター等関係諸機関との連携を図り、適切な対応に努める。

いじめの防止

- ・「学校いじめ防止基本方針」をふまえ、いじめは絶対に許されないという共通認識を持ち、未然防止、早期解決に努める。アンケート調査を学期に1回実施し、実態把握、未然防止、早期発見に努める。また、適切な指導を全教職員で行う。

体罰根絶の取組

- ・「枚方市生徒指導マニュアル(体罰防止編)」を活用し、教職員全体で研修を行い、共通認識を深める。

不登校児童への支援

- ・不登校、問題行動等については、未然防止に努めるとともに、関係諸機関との連携を図る。
- ・関係機関を活用し、児童と家庭への支援を行う。

携帯電話・SNSへの対応

- ・児童の携帯電話を利用の情報モラルを身につけさせるため、「非行防止・犯罪被害防止教室」等、関係機関による児童向けの研修等を行い、児童への啓発を図る。
また、家庭での携帯電話・ゲーム機の利用時間について家庭でのきまりの作成等を、保護者に啓発する。

教育相談体制の充実

- ・「心の教室相談員」を活用し、教育相談体制を充実させる。

家庭・関係機関との連携

- ・家庭、地域、警察、少年サポートセンター、子ども家庭センター、子どもの育ち見守りセンター、枚方市子ども未来応援コーディネーター等各関係機関との連携を図り、見守り体制等について、全教職員で共通理解を図る。
- ・少年サポートセンター等が実施する「非行防止教室」を毎年開催する。
- ・校区の把握、家庭との関係を築くため、全学年で家庭訪問を実施する。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- ・問題行動の未然防止のために、「非行防止教室」「薬物乱用防止教室」に取り組む。

校則(学校のきまり)について

- ・児童の人権に配慮しながら、校区の小学校とも連携を図り、適切な内容で作成する。